

質 疑 応 答 書

業務名		令和 8 年度広陵町学童保育施設整備・運営に関する補助事業対象者選定事業	質疑締切 年月日	令和 8 年 9 月 11 日	回答 年月日	令和 8 年 9 月 16 日	回答者	広陵町長 吉 村 裕 之 (公印省略)
番 号	区分	質 疑		回 答		備 考		
1	応募資格	現在、個人事業主として事業を行っている者が、新たに法人を設立して本プロポーザルへ参加することは可能でしょうか。		実施要領の応募資格を全て満たす者としており、(2)に法人であることとしております。具体的には、参加表明書の提出時点で法人であることが必要です。				
2	応募資格	新設法人で参加する場合、令和 8 年 10 月 2 日の参加表明書提出時点までに法人設立登記が完了していれば、応募資格を満たすとの理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおり。				
3	応募資格	新設法人には法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税実績がない場合があります。この場合、「未納がないこと」を確認するために必要となる書類又は手続をご教示ください。		法人を新設し、納税実績がない場合は、滞納がないことの証明の発行機関に確認してください。				
4	応募資格	法人設立前に代表者個人が行ってきた、子どもに関する事業、教育活動、保護者支援等の経験について、法人の事業実績とは区別したうえで、代表者又は管理責任者の経験として企画提案書等に記載し、評価対象としていただくことは可能でしょうか。		第 10 号様式に管理責任者の実績等として記載いただくことで、管理責任者の実務経験として評価いたします。				
5	仕様書 4 運営機関及び準備機関	10 年間の継続運営が困難となり、町との協議の結果、期間途中で事業を終了する場合、施設整備費等の補助金について返還が必要となる場合がありますか。返還の対象及び算定方法に関する定めがあればご教示ください。		本事業の実施実績があること及び補助金の使用用途等が悪質でないと町が判断できる場合は、返還を求める予定はありません。				
6	仕様書 5 職員体制	配置予定の管理責任者には、放課後児童支援員認定資格研修の修了資格が必要でしょうか。それとも、管理責任者と放課後児童支援員を別の者が担当する体制でも問題ないでしょうか。		管理責任者には放課後児童支援員認定資格研修（以下「資格研修」という。）の修了資格は必要ありません。 管理責任者と支援員は、それぞれで配置いただいても問題ありません。				

7	仕様書 5 職員 体制	令和9年度から、放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に関する制度改正が行われた場合、令和9年4月1日に開所する本事業にも、改正後の要件が適用される予定でしょうか。	制度改正が行われた場合、その施行日以降に配置する支援員について、適用されることとなります。	
8	仕様書 5 職員 体制	新設法人の代表者が、自ら運営する放課後児童クラブにおいて、補助員等として児童の育成支援業務に直接従事した場合、その勤務期間を将来の放課後児童支援員認定資格研修に必要な実務経験として算入することは可能でしょうか。可能な場合、勤務記録、給与台帳、指導日誌等、実務経験の証明に必要な書類をご教示ください。	自ら運営する放課後児童クラブで従事した場合も、実務実績となります。 なお、資格研修の受講申請時に必要な書類等は、研修の実施機関に確認してください。	
9	仕様書 5 職員 体制	参加表明書又は企画提案書の提出時点において、放課後児童支援員を既に雇用している必要がありますか。それとも、令和9年4月1日の開所までに必要人数を確保できる具体的な採用計画や配置予定者が示されていれば応募可能でしょうか。	参加表明書又は企画提案書の提出時点では、支援員を雇用している必要はありません。ただし、令和9年4月1日時点の配置予定人員数は企画提案書内で提示してください。	
10	仕様書 5 職員 体制	放課後児童支援員認定資格研修を修了していない者について、基礎資格又は実務経験等の要件を満たし、令和12年3月までに同研修を修了する予定である場合、放課後児童支援員として配置人数に算入することは可能でしょうか。また、その場合に、開所時点で満たしておく必要がある資格及び実務経験の要件をご教示ください。	条例により、令和9年4月1日配置のみなし支援員は、令和12年3月ではなく、令和11年3月31日までに研修を修了していることが必要です。 なお、支援員に要する資格等については、広陵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条を参照ください。	
11	仕様書 6 事業 実施場 所	企画提案書等の提出期限までに物件の正式な契約を行う場合、審査の結果、補助事業対象者に選定されなかったときの賃料や契約費用は、全額応募者の負担になるとの理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおり。	
12	第5号 様式	こどもに直接関わる事業や教育活動の実績について、新たに設立した法人が応募する場合、第5号様式「事業者の事業実績」に記載することは可能でしょうか。	質問書 No.1 に対する回答のとおり、法人としての事業実績を記載いただくこととなります。	
13	参加表明及び 第11号様式	参加表明書提出及び企画書提案書提出時点では、学童保育施設として使用する物件の確保又は賃貸借契約まで完了している必要がありますか。それとも、物件候補を選定し、所有者等と交渉中である状態でも参加表明は可能でしょうか。	参加表明書又は企画提案書の提出時点では、候補地として提案いただければ結構です。	

	企画内容書について			
14	第11号様式企画内容書について	企画提案書提出時点で、物件について求められる確保状況及び必要書類をご教示ください。例えば、賃貸借契約書、予約契約書、賃貸借に関する所有者の承諾書、物件概要書、平面図等のうち、提出が必要なものはありますか。	物件の確保状況については、質問書 No.13 に対する回答のとおりです。当該候補地の物件概要として、所在地、建物規模、児童を預かる場所の面積等、基準を満たすことがわかる内容を提示してください。	
15	仕様書 6 事業実施場所	候補物件について、企画提案書提出前に、建築基準法上の用途、用途変更の必要性、消防設備、避難経路等を町の関係部署及び消防署へ事前相談することは可能でしょうか。	各関係部署への事前相談は可能です。	
16	仕様書 7 利用定員	利用定員を 40 人、1 支援単位として提案することは、仕様書に定める「原則 1 支援単位当たりおおむね 40 人以下」に適合するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。	
17	仕様書 7 利用定員、第 11 号様式企画内容書について	利用希望者が定員を超えた場合の選考基準について、「広陵町立のクラブと比較して大きく乖離していない」ものとするため、参考とすべき町立クラブの入所基準又は優先順位をご教示ください。	広陵町放課後子ども育成教室登録選考に関する要綱を参照ください。	
18	仕様書 7 利用定員	低学年と高学年では、必要とする支援や過ごし方が異なることから、同一支援単位の中で、低学年と高学年の活動場所や教育プログラムを分けて運営することは可能でしょうか。	お見込みのとおり。	
19	仕様書 9 対象児童	町立の放課後子ども育成教室では、保護者の就労状況にかかわらず児童の居場所確保に取り組まれています。本事業においても、保護者の就労状況にかかわらず、事業対象校区の児童を利用対象とする必要がありますか。また、学童保育対象	補助金の補助対象児童は、学童保育対象児童のみとなるため、利用対象も同様です。	

		児童のみの利用に限定されますか。		
20	仕様書 12 (1) オ 児童 の送迎	学校から学童保育施設までの送迎に加えて、希望する児童を学童保育施設からスポーツ教室、英会話教室等の習い事へ送迎することは可能でしょうか。	放課後児童クラブから児童の自宅以外への送迎は補助の対象にしても差し支えありません（放課後児童健全育成事業に係るQ & A参照）。	
21	仕様書 13 保 護者負 担	学校送迎、習い事への送迎、延長利用、英会話等の教育プログラム、食育・調理活動、親子向けワークショップ等について、基本利用料とは別に、利用者の選択による追加料金を設定することは可能でしょうか。	個々の実施内容によって異なるため、詳細についてはこども課にご相談ください。	
22	仕様書 13 保 護者負 担	保護者負担額について、町として想定している上限額又は町立クラブの利用料との均衡に関する基準があればご教示ください。	特に基準は設けておりませんが、保護者の負担が著しく増大しないように設定してください。	
23	仕様書 14 補 助金の 交付	本事業で対象となる施設整備費及び開設準備費について、補助対象となる経費、補助率、補助上限額をご教示ください。	子ども・子育て支援交付金交付要綱：放課後子ども環境整備事業部分を参照ください（上限額は12,600,000円）。	
24	仕様書 14 補 助金の 交付	運営開始後の補助金について、現時点で想定される基本的な算定方法、対象経費及び年間補助額の目安をご教示ください。	子ども・子育て支援交付金交付要綱：放課後児童健全育成事業部分を参照ください。	
25	仕様書 14 補 助金の 交付	施設整備費及び運営費の補助金について、それぞれの交付時期、概算払い又は前金払いの可否、事業者による立替期間の見込みをご教示ください。	施設整備費は事業開始届を町が受理した日以後、運営費は令和9年4月1日以後交付申請可能です。補助金交付決定後、年度末に実績報告書及び請求書を提出いただいた後、30日以内に交付します。運営費、施設整備費共に補助金交付決定後に概算払い請求書を提出いただければ、年度途中の補助金の概算交付も可能です。	
26	仕様書 14 補 助金の 交付	仕様書第14項第4号において、事業開始届を町が受理した日までに着手した改修工事費等は補助対象外とされています。候補者選定後、町との協議及び事業開始届の受理が完了するまでは、改修工事の契約、発注、着工のいずれも行わな	お見込みのとおり。	

		い方がよいとの理解でよろしいでしょうか。		
(以下余白)				